



第 13 次労働災害防止計画



安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて

平成 30 年 4 月
厚生労働省 沖縄労働局

目次

はじめに	1
1 計画のねらい.....	3
(1) 計画が目指す社会.....	3
(2) 計画期間.....	3
(3) 計画の目標.....	3
(4) 計画の評価と見直し.....	5
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	5
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性.....	5
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性.....	5
(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性.....	7
(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性.....	9
(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性.....	10
3 計画の重点事項.....	10
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進.....	10
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進.....	10
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進.....	10
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進.....	10
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	10
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化.....	10
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進.....	10
(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等.....	10
4 重点事項ごとの具体的取組.....	11
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進.....	11
ア 業種別・災害種別の重点対策の実施.....	11
(ア) 建設業における死亡災害等の防止.....	11
(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止.....	12
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進.....	13
ア 労働者の健康確保対策の強化.....	13
(ア) 企業における健康確保措置の推進.....	13
(イ) 産業医・産業保健機能の強化.....	14
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進.....	15
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進.....	15

(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	15
ア	災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	15
(ア)	第三次産業対策	15
(イ)	陸上貨物運送事業対策	19
(ウ)	転倒災害の防止	20
(エ)	腰痛の予防	20
(オ)	熱中症の予防	20
(カ)	交通労働災害対策	21
(キ)	職場における「危険の見える化」の推進	21
イ	高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止	21
(ア)	高年齢労働者対策	21
(イ)	非正規雇用労働者対策	22
(ウ)	外国人労働者、技能実習生対策	22
ウ	個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	22
(4)	疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	22
ア	企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	22
イ	疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	23
(5)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	23
ア	化学物質による健康障害防止対策	23
(ア)	国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策	23
(イ)	リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	24
(ウ)	化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	24
イ	石綿による健康障害防止対策	24
(ア)	解体等作業における石綿ばく露防止	24
(イ)	労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	25
ウ	受動喫煙防止対策	25
エ	電離放射線による健康障害防止対策	25
オ	粉じん障害防止対策	25
(6)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	25
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	25
イ	企業における健康確保措置の推進	25
ウ	業界団体内の体制整備の促進	26
エ	元方事業者等による健康確保対策の推進	26

オ	業所管官庁との連携の強化.....	26
カ	中小規模事業場への支援.....	27
(7)	安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進.....	27
(8)	県民全体の安全・健康意識の高揚等	28
ア	高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施.....	28
イ	科学的根拠を踏まえた施策推進.....	28
ウ	広報等の実施の推進	28

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり本省で策定してきたものである。

当局においても、本省の指示を受けて、これまで各次の推進計画を策定してきた。

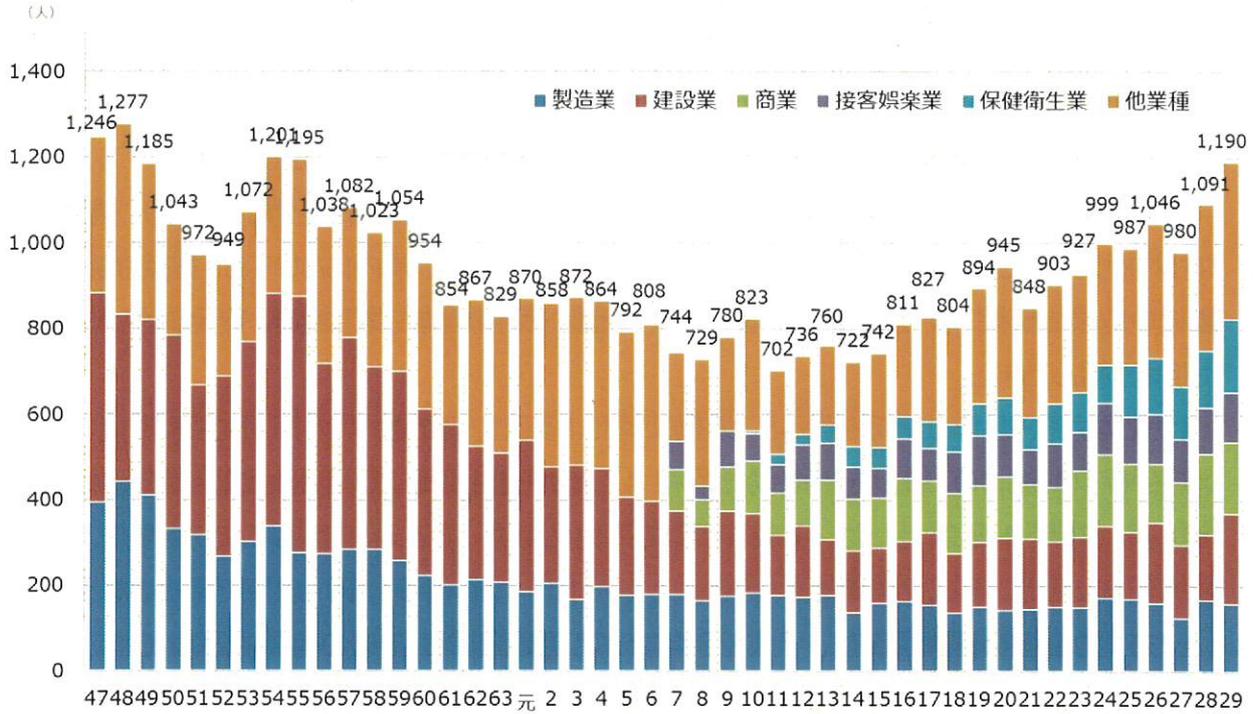
働くことで生計を立てている労働者が、その仕事において安全や生命を脅かされたり、健康が損なわれたりすることは非常に残念なことである。これを防ぐために、県内においても、労使が協同して職場の危険の排除、安全措置の徹底、健康の確保・保持増進に取り組み、安全衛生水準の向上に取り組んできた。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は減少しているものの、統計をとり始めた昭和47年からおよそ20年間は減少傾向にあった労働災害（休業4日以上）は、平成11年に死傷者数が702人まで減少したのを境に、その後増加傾向に転じ、平成29年は1,190人と1981年（昭和56年）以降で最多となった。

一方、労働者の健康面では、平成23年から定期健康診断結果の有所見率は6年連続全国ワースト1となっている。また過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

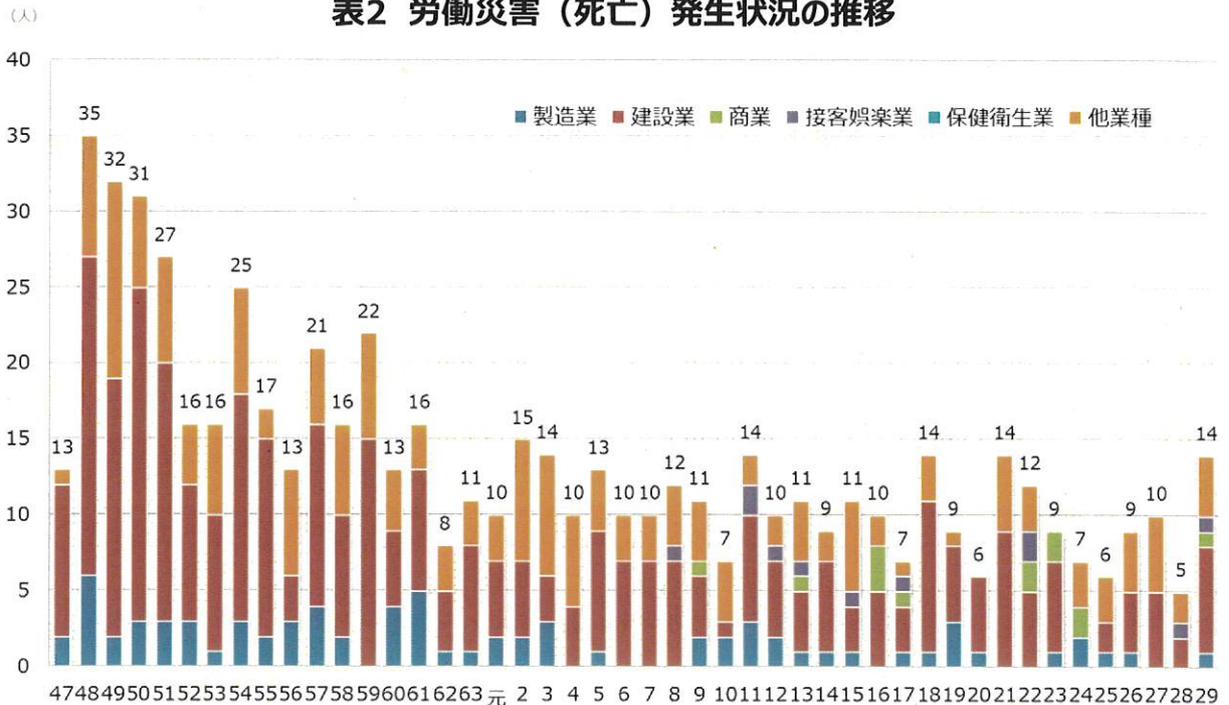
このような状況を踏まえ、現状の課題を解決すべく、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を示した「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」という。）をここに策定する。

表1 労働災害（休業4日以上）発生状況の推移



(注) 1 休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

表2 労働災害（死亡）発生状況の推移



(注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事及安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

このため、目指すべき社会の実現に向けて、誰もがわかりやすく、共感が得られるよう、

“ Safe Work OKINAWA ”

を安全な作業のキャッチフレーズとし、また、

“ ひやみかち健康経営 ”

を健康管理推進のキャッチフレーズとし、この二つのキャッチフレーズで、「安全・健康に働くことができる県民職場の実現」に向けて、県内産業界と沖縄労働局並びに各労働基準監督署が一体となった取り組みを推進することとする。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

① 全産業目標

ア 死亡災害について、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる（2022年の死亡災害は12人以下とし、期間中の死亡災害は総数で37人以下とする。）。

イ 死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数を2017年（1,190人）と比較して、2022年までに5%以上減少させる（1,130人以下とする）。

ウ 2022年までに6年連続ワースト1の定期健康診断結果の有所見率の値を改善し、併せて全国平均値との差を7ポイント以内にする。

② 重点業種目標

ア 建設業及び製造業については、死亡者数を第 12 次沖縄労働局労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）期間中に比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

（12 次防期間中の死亡者総数は、建設業 20 人 製造業 3 人 合計 23 人であったから、建設業は 17 人以下、製造業は 2 人以下、合計 19 人以下とする。）

イ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。

2017 年（陸上貨物運送業 92 人、小売業 108 人、社会福祉施設 119 人、飲食店 44 人）を 2022 年に（陸上貨物運送業は 87 人以下、小売業は 102 人以下、社会福祉施設は 113 人以下、飲食店は 41 人以下）とする。

③ 上記以外の目標

ア メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（65.0%：2016 年 沖縄労働局調査）とする。

- ・ ストレスチェック結果を集団分析している事業場を増加させるための周知を行う。
- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加させるための周知を行う。

・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。

（2017 年 64 人（第三次産業 44 人、陸上貨物運送事業 8 人）を 2022 年に 60 人以下（第三次産業 41 人以下、陸上貨物運送事業 7 人以下）とする。）

・ 職場の熱中症による死亡者数を第 13 次防期間中はゼロにし、傷病者数は 12 次防期間中に比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。

（12 次防期間中の熱中症による死傷者数は 35 人であったから、33 人以下とする。）

・ 2022 年までに「ひやみかち健康経営宣言」の実施事業場数を 500 事業場とする。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、沖縄労働局労使専門家会議に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

県内の死亡災害については、表 2 のとおり、昭和 48 年から 50 年までの 3 年間は毎年 30 人以上の尊い命が失われていたが、第 11 次労働災害防止計画期間中は 48 人、第 12 次労働災害防止計画期間中は 44 人と着実に改善している。

しかしながら、平成 29 年においては死亡災害が前年に比較して大幅に増加した。死亡者数が多い建設業については、対策を強化していく必要がある。

《表3 労働災害防止計画期間ごとの業種別死亡災害の推移（9次防～12次防）》

	9次防 (H5～H9)	10次防 (H10～H14)	11次防 (H15～H19)	12次防 (H20～H24)
製造業	9人	6人	4人	3人
(9次防からの増減率)	-	▽ 33.3%	▽ 33.3%	▽ 25.0%
建設業	23人	26人	25人	20人
(9次防からの増減率)	-	13.0%	▽ 3.8%	▽ 20.0%
陸上貨物運送事業	2人	0人	0人	0人
(9次防からの増減率)	-	▽ 100.0%	-	-
林業	0人	2人	0人	0人
(9次防からの増減率)	-	-	▽ 100.0%	-
上記以外の業種	17人	18人	19人	21人
(9次防からの増減率)	-	5.9%	5.6%	10.5%
全業種合計	51人	52人	48人	44人
(9次防からの増減率)	-	2.0%	▽ 7.7%	▽ 8.3%

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

昭和 54 年以降は減少傾向であった労働災害は、平成 11 年に死傷者が 702 人まで減少したのを境に増加傾向に転じ、平成 29 年では 1,190 人と昭和 55 年以前の水準にまで後戻りしている。特に、過去 10 年間の状況を見ると、製造業や建設業で

労働災害の下げ止まりや増減に加えて、小売業や社会福祉施設を中心とした第三次産業における労働災害が増加している。

① 第三次産業

県内の就業構造は第三次産業の比率が高い。また就業者数の推移も第三次産業が牽引する形で就業者数が増加している。このことが第三次産業で労働災害が増加していること背景にもなっている。中でも、労働災害が多いのは、小売業などの商業、旅館・ホテル業、飲食店などの接客娯楽業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業であり、これらの分野における対策が急務である。特に、労働災害が急増している社会福祉施設などの医療・介護分野は、高齢化の進展による需要の拡大で、今後も労働者が増加することが予想される。また、旅館・ホテル業、飲食店などの接客娯楽業については県の主力産業である観光・リゾート産業の成長が期待されること、小売業などの商業についてはその基盤となる県内人口はしばらく増加傾向が続くと予想されていることに留意しなければならない。

《表4 沖縄県の就業人口の推移》

(単位：千人)

年	H10	H15	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
建設業	78	74	67	65	65	70	72	70	72	70	67
製造業	33	30	32	31	31	30	30	30	30	31	34
第3次産業	412	441	478	487	489	493	503	510	521	535	552
全産業	561	582	617	622	619	627	645	649	668	681	691

(資料出所) 総務省統計局 労働力調査

《表5 沖縄県の将来推計人口》

(単位：千人)

年	平成24年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
人口	1,406	1,410	1,441	1,445	1,460	1,468

(資料出所) 平成29年までは沖縄県 平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所

② 製造業、建設業

両業種の労働災害について、労働安全衛生法が制定された昭和47年と平成11年を比較すると、事業場における労働災害防止への不断の努力により、製造業は394人から177人とその約5割までに減少、建設業は488人から140人とその約3割までに減少した。しかし、近年については、製造業は労働災害の減少が足踏み状態であり、建設業においては増加傾向にある。

特に、建設業については表4のとおり、就業人口が減少する中で、表6のとおり建設投資は増加していることから、現場の繁忙が常態化し、安全に対する配慮が手薄になった結果、従来型の災害が急増したと考えられる。また、就業者減少は、工事に携わる人材の技能水準や現場管理に支障を来し労働災害が増加する懸念も高まっている面に留意し、十分な安全衛生教育の実施が配慮されなければならない。

《表6 沖縄県における建設投資の推移（出来高ベース）》

(単位：百万円)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
民間工事	280,774	347,036	352,530	365,378	396,053
公共工事	266,521	332,231	366,301	438,855	436,278
総計	547,295	679,267	718,831	804,233	832,331

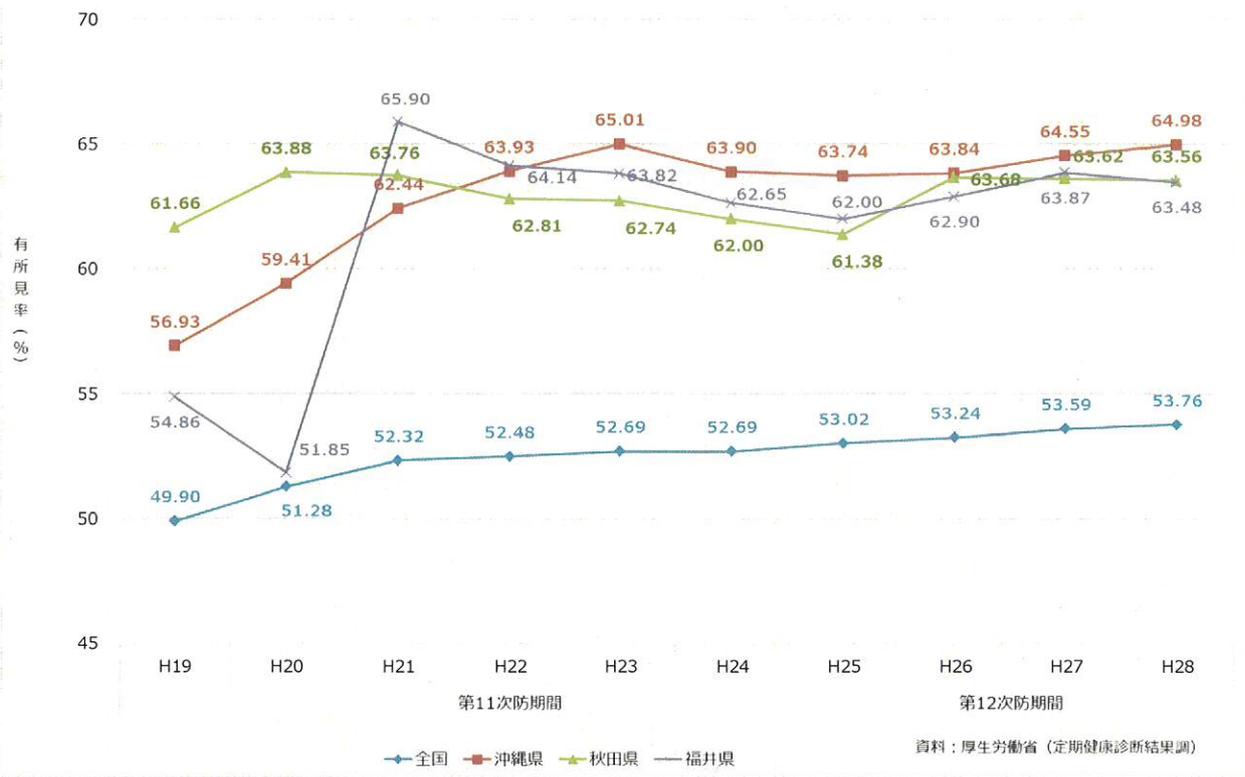
資料 国土交通省 建設総合統計年度報

(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

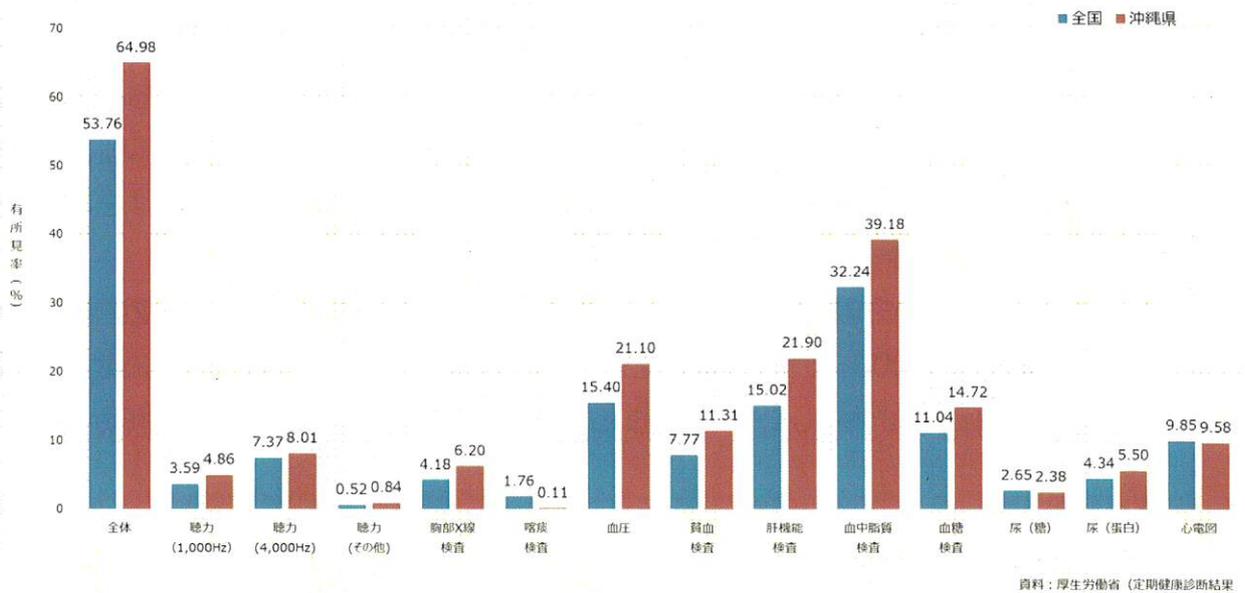
平成28年の沖縄県内の職場における定期健康診断の有所見率は64.98%（全国：53.76%）で、6年連続全国ワースト1となっている。また、厚生労働省が発表した平均寿命の調査結果によると、平成22年には女性が3位、男性が30位であったものが、平成27は女性が87.44歳で7位、男性が80.27歳で36位といずれも順位を下げている。かつて長寿日本一のブランドを持っていたころからすると、大幅な後退である。その要因として、全国に比べて20歳から64歳までの青壮年の肝疾患、糖尿病及び肺疾患等の生活習慣病の割合が高いことが指摘されている。まさに働く世代の生活習慣病の予防対策が重要である。

また、県内の労働者数10人以上の規模の事業場を対象にした平成29年アンケート調査（1,000カ所の事業場を対象、回答率32.8%）では、こころの健康問題により退職または休業した労働者がいる事業場がおよそ3割に上ることが明らかとなっている。

《表7 職場における定期健康診断有所見率の推移（平成21年～28年）》



《表8 職場における定期健康診断有所見率 平成28年健診項目別》



また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等（業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。以下同じ。）で労災認定された件数は、ここ数年は5件台で推移している。

《表9 県内の脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数の推移》

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	0	3	3	1	1
精神疾患	5	3	4	3	4
労災認定件数	5	6	7	4	5

ストレスチェック制度においては、労働者一人一人のストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、事業者の努力義務であるが、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。

(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

(3) で述べたとおり、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖及び脂質等、労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果の有所見率は全労働者の3人のうち2名を占めている。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働力の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約 70,000 種類に及び、毎年 1,000 物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは 663 物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHS に定められた分類手法に基づき、化学物質の製造又は輸入を行う事業者が、譲渡・提供する全ての化学物質について分類を行い、危険性又は有害性等のある物質についてラベル表示や SDS 交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

こうした状況から、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017 年の約 6 万棟から、2028 年のピーク時には約 10 万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の 8 項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進**
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進**
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進**
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進**
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化**
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進**
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等**

4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

《表 10 12次防期間中における建設業死亡災害の型別表》

(単位：人)

事故の型別	死亡者数	起因物別
墜落・転落	5	屋根・開口部(2)、足場(1)、はしご(1)、掘削用機械(1)
激突され	4	掘削用機械(2)、解体用機械(1)、生コンポンプ車(1)
はさまれ	2	移動式クレーン(1)、高所作業車(1)
飛来・落下	2	高圧洗浄機(1)、コンクリートカッター(1)
その他	7	
合計	20	

注：その他 各 1 人 (事故の型：熱中症、土砂崩壊、転倒、切れ・こすれ、感電、交通事故、その他)

(ア) 建設業における死亡災害等の防止

a 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策

・ 墜落・転落災害が死亡災害のうち 2 割を超える状況にあり、その内容は、「はしご」からが 30%、「足場、屋根、開口部、階段、仮設物・建築物等」からが 45%を占める。したがって、はしごや足場、屋根、開口部等からの墜落・転落災害防止対策を進めるとともに、作業が行われる場所や作業内容に応じた墜落防止措置を徹底する。

b ハーネス型の安全帯の普及

・ 「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」(平成 29 年 6 月 13 日墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会とりまとめ)を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。

c 建設機械に起因した災害の防止対策

・ 建設機械等(建設機械、移動式クレーン等)からの激突も死亡災害の 2 割を占めている。過去 10 年間の建設機械等による災害発生状況は、11次防期間中(H20~24年)の 96 人に対し、12次防期間中(H24~29年)は 80 人と減少したが、建設工事量の増大によっては、建設機械等の使用頻度も増加することも予想される。建設機械等による災害は重篤な災害になる場合が多く、移動式クレーンの転倒などでは三者を巻き込んだ被害も想定される。よって対策として、作業計画の策定、立ち入り禁止等接

触の防止、合図、過負荷防止措置の有効保持など労働安全衛生法令に基づく措置の徹底を図る。

d 安全衛生教育の徹底と現場ルールの遵守徹底による不安全行動の排除

・建設業については震災復興や社会資本整備などの建設需要で全国的に人材が不足しているが、県内でも工事に携わる人材の技能水準や現場管理に支障を来し労働災害が増加した点に留意しなければならない。このような中で、労働者が法令に基づく措置や現場のルールを無視することで災害につながっていくリスクも高まってきていることから、新規入場者教育の徹底と朝礼時や職場巡視などあらゆる機会を捉え、現場ルールの遵守の徹底を図ることにより「不安全行動」を排除するよう周知・指導を行う。

e 建設工事発注者に対する要請

・建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど施工時の安全衛生に要する必要な経費の確保、工事を安全に施工する上で必要な工期の設定、労働安全衛生マネジメントシステムの入札時の評価など安全対策を評価する仕組みづくりについて、建設工事関係者連絡会議などの場を活用して広く働きかける。

f 統括安全衛生管理の徹底

・職長会の活性化などを通じ、元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図る。

・関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会沖縄県支部と連携して指導する。

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

12次防期間中の製造業死亡災害3人の事故の型別は、はさまれ・巻き込まれ、引火物の爆発、建築物の崩壊・倒壊であった。

a 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」）の防止

・食品加工用機械などによる「はさまれ・巻きこまれ」、「切れ・こすれ」災害を防止するため、原材料の目詰まりや、清掃・メンテナンス時などにおける機械の運転停止の徹底、平成25年10月から義務付けられている食品加工機械の安全措置の徹底を図るとともに、リスクアセスメントによる設備や作業方法の改善を促す。

- ・ 機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 爆発性の物の保管や取り扱い及び高経年施設の点検整備

- ・ 引火性物質の適切な管理と作業方法を進め、又高経年化した施設については、崩壊等の恐れの有無を点検し、整備を進める。

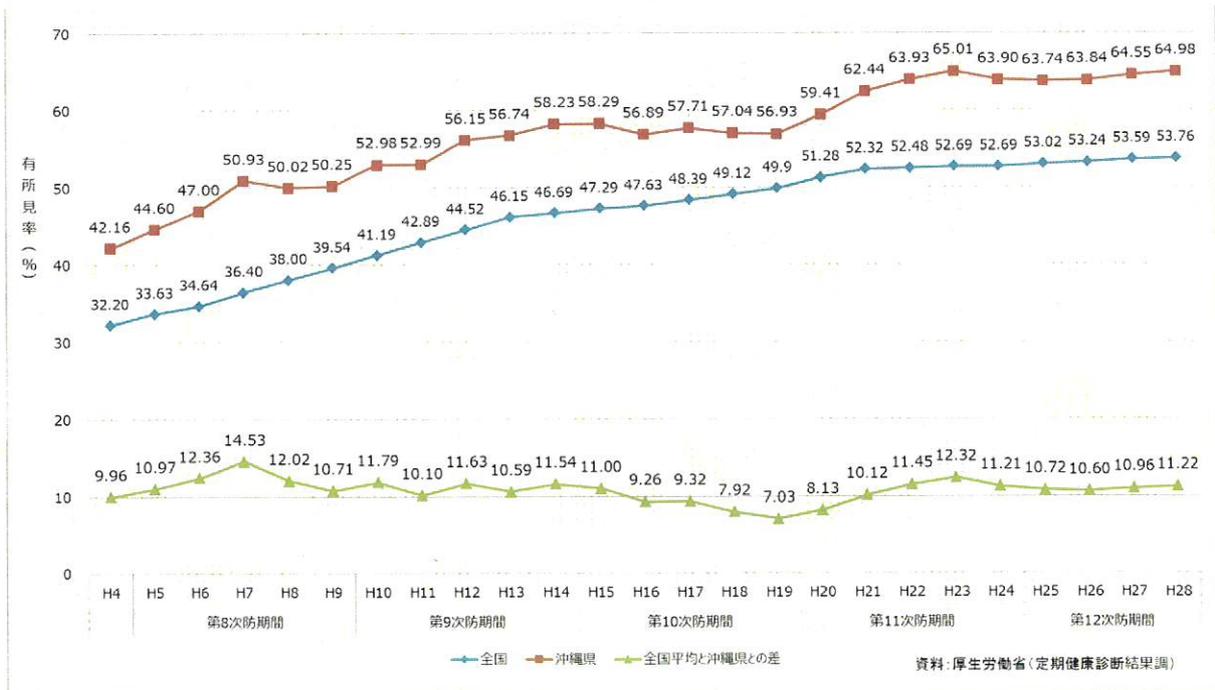
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

平成 28 年の沖縄県内の職場における定期健康診断の有所見率は 64.98%（全国：53.76%）で 6 年連続全国ワースト 1 となっている。また、厚生労働省が発表した平均寿命の調査結果によると、平成 27 年には女性が 87.44 歳で 7 位、男性が 80.27 歳で 36 位といずれも後退している。その要因として、全国に比べて 20 歳から 64 歳までの青壮年の肝疾患、糖尿病及び肺疾患などの生活習慣病の割合が高いことが指摘されている。まさに、働く世代の生活習慣病の予防対策が重要である（再掲）。

《表 11 職場における定期健康診断有所見率の推移（平成 24～28 年）》



また、事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理に留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させるため、平成 34 年までに全国平均との差を 7 ポイント以内に改善する。

次に、平成 29 年に県内の労働者数 10 人以上の規模の事業場を対象にしたアンケート調査（1,000 事業場を対象、回答率 32.8%）では、ここの健康問題によりメンタル不調者のいる（いた）事業場は 45.1%、メンタル不調者のその後の状況として休業または退職した労働者がいる事業場が 32.3%に上ることが明らかとなっている。このような状況の中で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は 64.9%しかなく、ここの健康づくり対策の必要を感じるものの、「その取り組み方が分からない」、「経費を負担に感じる」とする事業場も少なくないことから、その対策を進める。

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、企業の積極的な取組を推進する。

- ・ 従業員の健康を大切にすることで、会社の生産性を高める「健康経営」について県内企業の理解を得て、産業保健活動を活性化させる。このため、職場で役立つ健康情報やツールの提供、啓発イベントなどの広報を展開するとともに、労働者 50 人未満の事業場に対する産業保健サービスを提供する地域産業保健センターの利用を促進する。取組に当たっては、県など自治体が行う地域における健康づくりと連携していく。

- ・ 沖縄産業保健総合支援センターが行う産業保健スタッフへの研修、産業保健の分野を目指そうとする学生への講義などを通じて産業保健への理解とそれを推進する専門的資源の充実を進める。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう労働者の健康管理を推進する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を推進する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。平成 27 年 12 月から義務化されている労働者 50 人以上の事業場については、毎事業年度毎の報告を確実にを行うよう指導する。
- ・ 労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・ 職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もあるため、事業者がこうした取組が行えるよう産業保健総合支援センターによる専門的支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進する。メンタルヘルスクエアは、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であることから衛生委員会における十分な調査審議や心の健康づくり計画の策定などを促進する。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限

及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、総合的に検討する。

- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。

- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。

- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。

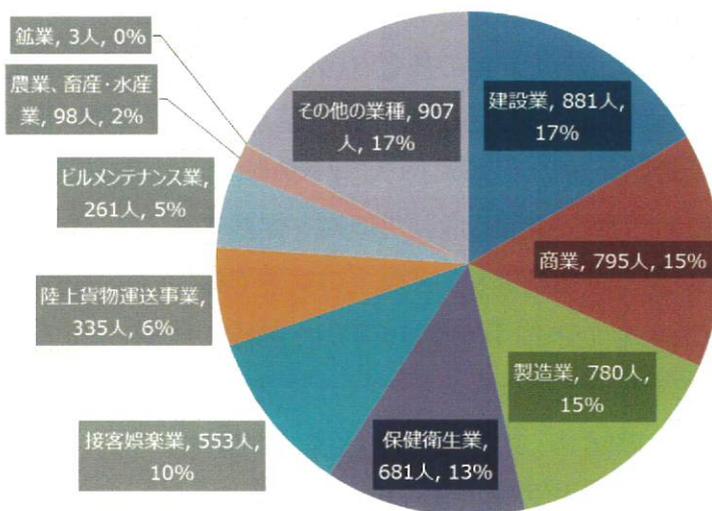
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

《表12 業種別の死傷者数の推移》

対11次防比較

	12次防期間 (A) H25～H29計	11次防期間 (B) H20～H24計	増減数 (C) (B-A)	増減率 (C/B)
製造業	780人	760人	20人	2.6%
食料品製造業	480人	444人	36人	8.1%
鉱業	3人	1人	2人	200.0%
建設業	881人	820人	61人	7.4%
土木工事業	156人	159人	▽3人	▽1.9%
建築工事業	646人	517人	129人	25.0%
交通運輸業	150人	142人	8人	5.6%
陸上貨物運送事業	335人	244人	91人	37.3%
港湾荷役業	24人	20人	4人	20.0%
林業	10人	16人	▽6人	▽37.5%
農業、畜産・水産業	98人	65人	33人	50.8%
第三次産業（運輸を除く）	3,013人	2,554人	459人	18.0%
商業	795人	717人	78人	10.9%
小売業	513人	471人	42人	8.9%
接客娯楽業	553人	494人	59人	11.9%
旅館・ホテル業	241人	176人	65人	36.9%
飲食店	198人	191人	7人	3.7%
保健衛生業	681人	434人	247人	56.9%
社会福祉施設	455人	266人	189人	71.1%
ビルメンテナンス業	261人	228人	33人	14.5%
その他の業種	723人	681人	42人	6.2%
全産業計	5,294人	4,622人	672人	14.5%

《表13 死傷者数（12次防期間）》



a 経営トップの方針に基づく安全衛生管理体制の強化と実効ある教育の徹底

- ・ 第三次産業で多発している災害は、転倒災害や腰痛など日常生活においても起こりうるものが多く、事業者、労働者の双方とも労働災害防止に対する意識が希薄になりがちであることから、経営トップが労働災害防止に対する明確な方針を表明するよう、あらゆる機会を捉えて周知、指導を徹底する。
- ・ 第三次産業については、法律上は安全管理者や安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置が義務づけられていない事業場もあるが、このような事業場では衛生委員会などを活用し、事業場内における労働災害の防止を進める核となる体制を作ることを促進する。
- ・ 第三次産業で働く労働者は他の業種と比較して労働移動の頻度が高く、被災者の経験期間についてみても、就労して間もない時の災害が多く発生していることから、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

b 小売業における集中的取組

- ・ 小売業の労働災害のうち、約 3 割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものであるから、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗店を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。
- ・ 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、4S（整理・整頓・清潔・清掃）の徹底、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動などによる危険の低減を促進する。
- ・ 転倒災害の約 8 割は 50 歳以上の女性であるため、労働者の身体能力や加齢に合わせた作業手順やレイアウト・動線の見直しなど安全に作業しやすい職場づくりを働きかける。

c ホテル・旅館業、飲食店における集中的取組

- ・ ホテル・旅館業の労働災害を事故の型別でみると、その業務の幅の広さから、宴会場の設営や施設管理中の災害、厨房での災害、客室清掃中や

施設内での転倒など、第三次産業で特徴的な行動災害のタイプが多数見られる。このため、事業者と労働者双方の労働災害防止意識の浸透・向上と安全衛生教育の徹底、安全の観点を含めた作業手順の整備を促進する。また、これらの取組が進んでいる事業場にはリスクアセスメントの導入を促す。

- ・ 飲食店の労働災害を事故の型別でみると、「水や油でぬれた床での転倒」「厨房での刃物や加工機械による切創」「厨房でのやけど」で約7割を占める。これらの災害は、食品衛生面にもマイナスの影響を与えるおそれがあるものであり、「飲食店の安全衛生活動好事例集」を参考とした取組の促進や、保健所等食品衛生行政を所管する関係行政機関との連携による効果的な対策を推進する。

d 社会福祉施設における集中的取組

- ・ 社会福祉施設の労働災害は転倒が最も多くその3割を占め、次に腰痛がおおよそ1割を占めていることから、転倒予防及び腰痛予防対策に重点的に取組む必要がある。また、所管する行政機関である県など自治体が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携して取り組むことが効果的である。このような連携を通じて、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断、予防体操の普及を指導する。

- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を開催する。

e ビルメンテナンス業における集中的取組

- ・ ビルメンテナンス業の労働災害を事故の型別でみると、ホテルなどの施設清掃中の転倒が約6割と最も多く、また転倒災害の約8割が50歳以上の女性である。このため、労働者の身体能力や加齢を考慮した安全衛生教育の徹底、安全の観点を含めた作業手順の整備を促進する。また、取組に当たっては、施設管理者と連携した労働災害防止対策を働きかける。

- ・ (一社) 沖縄県ビルメンテナンス協会と連携し、業界の自主的な取組を支援する。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業にお

ける安全ガイドライン」という。)に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討する。

- ・ 荷役作業中の労働災害が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内でも多く発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害のうちの 3 割強を占める転倒災害については、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 年間約 60 件の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策について検討する。

《表 14 腰痛（災害性腰痛）による死傷者数（休業4日以上）》

(単位：人)

	平成20～24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年～29年
負傷に起因する疾病のうち (腰痛)	274 (0)	58 (0)	63 (0)	61 (0)	58 (0)	64 (0)	304 (0)
作業様態に起因する疾病のうち (負傷によらない業務上の腰痛)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
合計	277 (0)	58 (0)	64 (0)	62 (0)	58 (0)	64 (0)	306 (0)

() 内は死亡者数で内数

(オ) 熱中症の予防

- ・ 第 12 次防期間中の熱中症災害発生状況は表 15 のとおりであり、目標は達成できず、逆に 13 人の増加（59%増）となった。熱中症による労

働災害については、死亡等重篤な災害に陥らないことを重点にした施策が求められている。

《表 15 熱中症による死傷者数（休業4日以上）》

(単位：人)

平成20～24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年～29年
22(3)	5(0)	8(0)	5(0)	5(0)	12(2)	35(2)

() 内は死亡者数で内数

- ・ JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供支援を行う。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 働き方の多様化が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働力が高齢化し、転倒災害や腰痛が増加傾向にあることから、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集し、安全と健康確保のための配慮事項を整理して、その普及を図る。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を検討する。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。(再掲)

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者が被災する労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入れを行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、必要な対応について検討する。

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

- ・ 平成 29 年度に設置された「沖縄県地域両立支援推進チーム」（事務局は沖縄労働局労働基準部健康安全課）の活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりが重要である。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成を支援するとともに、産業保健総合支援センター等と連携すること等により、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質は 663 物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663 物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。このような状況を踏まえ、本省で行うラベル表示及び SDS 交付の在り方についての検討及び国による支援の充実等必要な環境整備の推進を図る。

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。

- ・ リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付について、法令に規定された物質についてはその徹底を図るとともに、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類で危険有害性を有する全ての物質についてその促進を図る。
- ・ 化学物質を取り扱う作業場について、有機溶剤中毒予防規則等関係法令に定める作業環境測定の実施を徹底し、発散抑制装置、局所排気装置の設置等による作業環境の改善等作業環境管理対策の徹底を図る。
- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられることのないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

（イ） リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための推進を図る。

（ウ） 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解を深められるようにし、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるように指導を行う。

イ 石綿による健康障害防止対策

（ア） 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続き、「技術上の指針」などに基づくアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、県などの自治体と連携して、技術上の指針に基づく事前調査と届出が適切になされるよう指導を行うとともに、不適切な事案には厳正に対処する。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発やとともに、受動喫煙防止に取り組む事業者に対する助成金などの効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策及び当局版第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則に基づき追加された屋外で金属をアーク溶接する作業等での呼吸用保護具の使用の徹底など、粉じん障害防止対策を引き続き推進する。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

イ 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。（再掲）

ウ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

エ 元方事業者等による健康確保対策の推進

- ・ 内閣府沖縄総合事務局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。（再掲）

オ 業所管官庁との連携の強化

- ・ 内閣府沖縄総合事務局や沖縄県との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらうこと等の取組を進める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、内閣府沖縄総合事務局や沖縄県と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。（再掲）
- ・ 内閣府沖縄総合事務局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。（再掲）

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、内閣府沖縄総合事務局や沖縄県と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。（再掲）
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、沖縄県警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。（再掲）

カ 中小規模事業場への支援

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、「危険の見える化」、リスクアセスメント等の安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図る。
- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会との連携を強化する。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。（再掲）
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。（再掲）
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討する。（再掲）
- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりすること等、その充実を検討する。（再掲）

(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、琉球大学等県内大学等と連携し、高校や大学等での安全衛生教育の実施を展開する。

イ 科学的根拠を踏まえた施策推進

- ・ 科学的根拠に基づいた施策を推進するため、必要に応じて独立行政法人労働者健康安全機構と連携する。

ウ 広報等の実施の推進

- ・ マスコミへのプレスリリースや沖縄労働局ホームページ等を活用して広報等を積極的に行い、県民全体に向けて積極的な情報発信を行う。